

津波防護施設と浸水防止設備の分類について

津波防護施設と浸水防止設備の分類については、「耐津波設計に係る工認審査ガイド」（以下「工認審査ガイド」という。）の「3.8 津波防護施設，浸水防止設備，津波監視設備の分類」において，以下のとおり定義されている。

- ・津波防護施設：外郭防護及び内郭防護を行う土木，建築構造物
- ・浸水防止設備：外郭防護及び内郭防護を行う機器・配管等の設備

東海第二発電所の耐津波設計においては，以上の定義に基づき分類している。外郭防護を行う土木構造物については，津波防護施設に部類している。また，外郭防護及び内郭防護を行う機器配管等の設備については，浸水防止設備に分類している。

以下に，具体的な分類の考え方を示す。表1に東海第二発電所と先行プラントにおける津波防護施設と浸水防止設備の分類の一覧を示す。また，表1に示されるように，東海第二発電所と先行プラントの分類に差異はなく，同等の分類となっている。

防潮堤は，津波の高さ以上で敷地を取り囲むように設置する土木構築物であり，津波防護対象設備が設置される建屋及び区画へ遡上することを防止するための施設であるため，工認審査ガイドの施設・設備に示されるとおり，津波防護施設に分類する。

防潮扉は，防潮堤と防潮堤の間に設置される土木構築物であり，防潮堤と同様に，津波防護対象設備が設置される建屋及び区画へ遡上することを防止するための施設であるため，津波防護施設に分類する。

放水路ゲートは，扉体を放水路に設置する土木構築物であり，管路（放水路）で流入を止めて，津波防護対象設備が設置される建屋及び区画へ流入することを防止するための施設であるため，津波防護施設に分類する。

構内排水路逆流防止設備は，防潮堤外側の集水枡に設置する土木構築物であり，管路（集水枡に接続される排水路）で流入を止めて，津波防護対象設備が設置される建屋及び区画へ流入することを防止するための施設であるため，津波防護施設に分類する。

浸水防止蓋，逆止弁及び止水処置については，取水路，放水路等の管路及び区画の開口部に対して設置する浸水を防止する設備であるため，工認審査ガイドの施設・設備に示されるとおり，浸水防止設備に分類する。

表1 各プラントの津波防護施設と浸水防止設備の分類一覧

分類	東2	東2の施設・設備の概略機能	柏崎刈羽6・7号	大飯3・4号	高浜3・4号	美浜3号
津波防護施設 (外郭防護及び内郭防護を行う土木、建築構造物)	・防潮堤 ・防潮扉	敷地への遡上を防止するための施設		・防護壁	・放水口側防潮堤 ・防潮扉	・防潮堤
	・放水路ゲート	放水路からの流入を防止するための施設			・取水路防潮ゲート	
	・構内排水路逆流防止設備	排水路からの流入を防止するための施設			・屋外排水路逆流防止設備	・屋外排水路逆流防止設備
	・貯留堰	海水ポンプの取水性確保	・海水貯留堰	・貯水堰	・放水ピット止水板	
浸水防止設備 (外郭防護及び内郭防護を行う機器・配管等の設備)	・取水路点検用開口部浸水防止蓋 ・海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 ・取水ピット空気抜き配管逆止弁	取水路の開口部からの浸水を防止するための設備	・取水槽閉止板	・海水ポンプエリア浸水防止蓋	・海水ポンプ室浸水防止蓋	・海水ポンプ室浸水防止蓋
				・止水壁		
	・放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	放水路の開口部からの浸水を防止するための設備				
	・SA用海水ピット開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	SA用海水ピット取水塔～緊急用海水ポンプピットの開口部からの浸水を防止するための設備				
	・海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋	溢水の浸水を防止するための設備	・水密扉 ・止水ハッチ ・ダクト閉止板 ・浸水防止ダクト ・床ドレンライン浸水防止治具			・海水ポンプエリア止水壁 ・海水管トレンチ浸水防止蓋 ・中間建屋水密扉 ・制御建屋水密扉 ・ディーゼル建屋水密扉 ・防潮堤貫通部止水処置
	・防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置 ・海水ポンプ室貫通部止水処置 ・原子炉建屋境界貫通部止水処置	貫通部の隙間からの浸水を防止するための設備	・貫通部止水処置			・海水ポンプエリア止水壁貫通部止水処置 ・建屋貫通部止水処置